

屋外広告物の規制，景観の保全に関する事務

【移譲の概要】

- 屋外広告物（法及び県条例に係る事務）…全市町に移譲（指定都市・中核市は法定。1市は，県条例部分は独自条例により実施。違反広告物の除去，広告物の設置許可等）
- 景観の保全（県条例に係る事務）…全移譲対象市町に移譲（指定都市・中核市及びほか4市は景観法に基づく景観行政団体となり，独自の景観行政を実施。景観形成地域での広告物の表示行為等及び大規模行為の届出受付等）

【市町の主な声】 ～屋外広告物は19市町，景観の保全は11市町が，具体的な成果があったと回答（独自条例制定市含む）

<屋外広告物>

- **地元の地理に詳しい**ため，屋外広告物の把握が細かくできるようになり，**未届け物件の発見や，指導が迅速**となり，良好な景観を保ちやすくなった。
- 事業者等にとっては，**申請窓口が身近な市町**となり，**利便性が向上**した。

<景観の保全>

- 屋外広告物や文化財保護の担当課などと事前に協議する機会があり，協議に要する**時間の短縮**，**きめ細かな指導**により，**事業者等の負担が軽減**した。

【独自の取組事例】

景観行政の分野では，景観法に基づく景観行政団体となった市は，景観法に基づく権限を生かし，県からの移譲事務と合わせ，次のような取組が実施されている。

- 景観行政団体として，**県条例とは別に景観計画等を策定**したことにより，従前に比べ，**地域ニーズを踏まえた視点から指導**が行えるようになった。また，現地調査を重ねることにより，更新申請時に未申請物件の追加申請を依頼している。
- 景観行政団体となり，建物の高さ制限に有効な「景観地区に関する都市計画」，「景観条例」，「景観計画」，「屋外広告物条例」を市独自に定め，景観地区内の屋上広告物の新設の禁止など**地域の実情に合わせた新たな基準**を追加することにより，**良好な景観と風致を維持**している。